

トランプ 2.0 の通商政策と日本企業の留意点 －機動的な分析・対応能力を有する体制構築の必要性－

独禁/通商・経済安全保障ニュースレター

2024 年 12 月 24 日号

執筆者:

[平家 正博](#)

m.heike@nishimura.com

[Elizabeth Cantu](#)

e.cantu@nishimura.com

[藤井 康次郎](#)

k.fujii@nishimura.com

[水野 拳徳](#)

t.mizuno@nishimura.com

I トランプ 2.0 の関税政策

1. 第 2 次トランプ政権の通商政策

2024 年 11 月に行われた米国大統領選挙の結果、2025 年 1 月から第 2 次トランプ政権が成立することが決まりました。2024 年米国大統領選挙後の米国通商政策がどのように変化するかや、日本企業への影響については、弊所セミナーでも詳細に取り上げましたが¹、今後は、第 2 次トランプ政権の政権人事が決まるに従い、同政権の通商政策も、具体化していくと予測されます。そのため、現時点では、第 2 次トランプ政権の通商政策を完全に予測するのは難しいものの、第 1 次トランプ政権時の通商政策や、今年の大統領選挙における発言等を踏まえると、第 2 次トランプ政権の通商政策は、関税政策を重視し、輸入品への追加関税を課す動きが増加することが予測されます。

そこで、以下では、第 2 次トランプ政権が、関税政策を遂行する上で用いる可能性のある制度を、第 1 次トランプ政権時の経験も踏まえつつ、概説します。各制度は、発動要件や発動対象、発動期間等、それぞれ異なる特徴を有しており、第 2 次トランプ政権の関税政策の影響を評価し、対応を検討する上で、各制度の違いを理解しておくことは、今後重要になると考えられます。

2. 第 2 次トランプ政権が用いる可能性のある関税制度

(1) 1962 年通商拡大法 232 条

通商拡大法 232 条（以下「232 条」といいます。）は、ある製品の米国への輸入が米国の国家安全保障を損なうおそれがある場合、関税の引き上げ等の是正措置を発動する権限を大統領に付与する規定です。米国の商務省は、米国産業の申請を受け又は職権で調査を開始すると²、必要に応じて利害関係者から情報・意

¹ [N&A リーガルフォーラムオンライン「2024 年大統領選挙を見据えた米国通商政策の行方」（2024 年 9 月）](#)

² 19 U.S. Code § 1862 (b)(1)(A) ([USCODE-2023-title19-chap7-subchapII-partIV-sec1862.pdf](#))

見を取得した上で³、270 日以内に調査結果を大統領に提出します⁴。米国大統領は、当該結果を受領してから 90 日以内に、関税の引き上げ等の是正措置を発動するか判断します⁵。

第 1 次トランプ政権では、同規定は積極的に用いられ（下記表 1 参照）、鉄鋼・アルミ製品に対しては、同規定を根拠にした追加関税が課されています。

表 1：直近の 232 条調査（*バイデン政権時）

対象産品（調査開始年）	調査結果
鉄鋼 (2017 年 4 月 19 日)	・ 25%の追加関税（2018 年 3 月 23 日より） ・ 国別除外、製品別除外制度の導入
アルミニウム (2017 年 4 月 19 日)	・ 25%の追加関税（2018 年 3 月 23 日より） ・ 国別除外、製品別除外制度の導入
自動車・自動車部品 (2018 年 5 月 23 日)	・ 国務省は大統領に報告書を提出⁶（2019 年 2 月 17 日） ・ 大統領は期限内に判断を示さず、措置も未発動⁷
スポンジチタン (2018 年 3 月 4 日)	・ 国務省は大統領に報告書を提出⁸（2019 年 11 月 29 日） ・ 大統領は、輸入品が米国の安全保障を損なうおそれがあるが、輸入規制以外の措置を講じるべきとの国務省の認定には同意した上で、作業部会の立ち上げを命じる⁹（2020 年 2 月 27 日）
ウラン (2018 年 7 月 18 日)	・ 国務省は大統領に報告書を提出¹⁰（2019 年 4 月 14 日） ・ 大統領は、輸入品が米国の安全保障を損なうおそれがあるとの国務省の認定には同意しないものの、米国ウラン産業に対する懸念には同意し、作業部会の立ち上げを命じる¹¹（2019 年 7 月 12 日）
変圧器・部材 (2020 年 5 月 11 日)	・ 国務省は大統領に報告書提出¹²（2020 年 10 月 15 日） ・ 大統領は期限内に判断を示さず、措置も未発動

³ 19 U.S. Code § 1862 (b)(2)(A)(iii)

⁴ 19 U.S. Code § 1862 (b)(3)(A)

⁵ 19 U.S. Code § 1862 (c)(1)(A)

⁶ [The Effect of Imports of Automobiles and Automobile Parts on the National Security – February 2019/The Effect of Imports of Automobiles and Automobile Parts on the National Security Appendices B through H – February 2019 \(ITA\)](#)

⁷ [Trump can no longer impose 'Section 232' auto tariffs after missing deadline: experts | Reuters](#)

⁸ [The Effect of Imports of Titanium Sponge on the National Security – November 2019](#)

⁹ [Memorandum on the Effect of Titanium Sponge Imports on the National Security – The White House](#)

¹⁰ [The Effect of Imports of Uranium on the National Security – April 2019](#)

¹¹ [Memorandum on the Effect of Uranium Imports on the National Security and Establishment of the United States Nuclear Fuel Working Group – The White House](#)

¹² [The Effect of Imports of Laminations for Stacked Cores for Incorporation into Transformers, Stacked Cores for Incorporation into Transformers, Wound Cores for Incorporation into Transformers, Electrical Transformers, and Transformer Regulators on the National Security – October 2020](#)

移動式クレーン (2020 年 5 月 19 日)	・ 申請者の取り下げにより調査終了 ¹³ (2020 年 11 月 23 日)
バナジウム (2020 年 5 月 28 日)	・ 国務省は、輸入品が米国の安全保障を損なうおそれはないと認定 ¹⁴ (2021 年 2 月 22 日)
ネオジム磁石* (2021 年 9 月 21 日)	・ 国務省は大統領に報告書を提出 ¹⁵ (2020 年 10 月 15 日) ・ 大統領は、輸入品が米国の安全保障を損なうおそれがあるが、輸入規制以外の措置を講じるべきとの国務省の認定には同意した上で、国内生産・供給の支援等の対応方針を示す ¹⁶

もっとも、232 条に基づく措置を講じるには、製品の米国への輸入が米国の国家安全保障を損なうおそれがあることを認定する必要があり、軍需用製品ではない民生製品について、同規定に基づく措置発動を正当化するのには、それほど容易ではないように考えられるとともに、追加関税以外の手法の方が望ましい場面もあると考えられます（上記表 1 のとおり、追加関税に至った事例は鉄鋼製品・アルミニウム製品のみ）。

そのため、仮に自社製品が 232 条調査に巻き込まれた場合も、米国の国家安全保障を損なうおそれがないことや、追加関税等の輸入規制は対応策として望ましくないことを商務省に主張するとともに、（仮に追加関税の発動に至った場合も）製品適用除外制度が導入される可能性も見越し、必要な準備を進めておくことが重要と考えられます。

(2) 1974 年通商法 301 条

1974 年通商法 301 条（以下「301 条」といいます。）は、米国との貿易協定に違反し米国の利益を害したり、不当な又は不合理な行為により米国の通商を制限する外国に対して、対抗措置を課す権限を USTR（米国通商代表）に付与する規定です¹⁷。USTR は、米国産業の申請を受け又は職権で調査を開始すると¹⁸、利害関係者から情報・意見を取得した上で¹⁹、最終的に、措置を発動するか判断します²⁰。USTR が発動する措置の内容として、(1)貿易協定上の約束を撤回又は一時停止する、(2)関税又はその他の輸入制限を課す、(3)外国政府と拘束力のある協定を締結（問題行為の撤廃・補償）が法定されており²¹、輸入制限措置を講じる場合は、関税を優先する必要があります²²。

第 1 次トランプ政権では、同規定も積極的に用いられており（下記表 2 参照）、広範な中国製品に対する

¹³ [Commerce Department Terminates Section 232 Investigation into Mobile Crane Imports](#)

¹⁴ [The Effect of Imports of Vanadium on the National Security – February 2021](#)

¹⁵ [The Effect of Imports of Neodymium-Iron-Boron \(NdFeB\) Permanent Magnets on the National Security – September 2022](#)

¹⁶ [FACT SHEET: Biden-Harris Administration Announces Further Actions to Secure Rare Earth Element Supply Chain](#)

¹⁷ 19 U.S. Code § 2411 ([USCODE-2023-title19-chap12-subchapIII-sec2411.pdf](#))

¹⁸ 19 U.S. Code § 2412 (a), (b)(1)(A) ([USCODE-2023-title19-chap12-subchapIII-sec2412.pdf](#))

¹⁹ 19 U.S. Code § 2412 (a)(4)

²⁰ 19 U.S. Code § 2414 ([USCODE-2023-title19-chap12-subchapIII-sec2414.pdf](#))

²¹ 19 U.S. Code § 2414 (c)(1)

²² 19 U.S. Code § 2411 (c)(5)

追加関税の賦課の根拠としても用いられました。

表 2：直近の 301 条調査（*バイデン政権時）

対象国 (調査開始年)	調査対象 (問題とされた相手国の政策等)	調査の帰結 (措置の内容等)
中国 (2017)	中国の技術移転政策 ①内外差別的なライセンス規制 ②外資規制等による強制技術移転 ③組織的な外国企業の買収 ④サイバー窃取	- ほぼ全中国品に 7.5%~25%の追加関税（2018 年 7 月 6 日以降） - 一部品目の追加的な関税率の引き上げ（品目により、2024 年 9 月 27 日、2025 年 1 月 1 日又は 2026 年 1 月 1 日）²³ ● 鉄鋼・アルミニウム：0-7.5%→25%（2024 年） ● 半導体：25%→50%（2025 年） ● EV：25%→100%（2024 年） ● リチウムイオンバッテリー：7.5%→25%（EV 向け 2024 年、EV 以外向け 2026 年） ● バッテリー部品：7.5%→25%（2024 年） ● 重要鉱物：0%→25%（天然黒鉛及び永久磁石 2026 年、その他指定重要鉱物 2024 年） ● 太陽電池：25%→50%（2024 年） ● STS クレーン：0%→25%（2024 年） ● 医療製品（注射器・針：0%→100%（2024 年）、個人用保護具：0-7.5%→25%（2024/2025 年）→50%（2026 年）、医療用ゴム手袋：7.5%→50%（2025 年）→100%（2026 年）） - 製品別除外制度
EU (2019)	EU の航空機補助金 (WTO 紛争解決機関の勧告未履行)	- 大型民間航空機に 10%、その他の対象品目に 25%の追加関税（2019 年 10 月 18 日以降）²⁴ - その後、何度か税率引き上げがなされたが、米 EU 間合意により、2021 年 7 月 4 日から 5 年間停止²⁵

²³ [Federal Register :: Notice of Modification: China's Acts, Policies and Practices Related to Technology Transfer, Intellectual Property and Innovation](#)

²⁴ [U.S. Wins \\$7.5 Billion Award in Airbus Subsidies Case | United States Trade Representative](#)

²⁵ [Suspension of Action: Enforcement of U.S. WTO Rights in the Large Civil Aircraft Dispute](#)

仏等 11 カ国 (2019-2020)	各国のデジタル課税法	- ブラジル、インドネシア、EU、チェコ：措置発動せず（デジタル課税法の未導入等）²⁶ - 仏：対象品目に 25%の追加関税（2021 年 1 月 6 日以降賦課されたが²⁷、2021 年 11 月 18 日付け合意により撤廃²⁸） - 澳、伊、スペイン、英、トルコ：対象品目に 25%の追加関税（2021 年 11 月 29 日以降賦課予定であったが²⁹、2021 年 11 月 18 日付け合意により撤廃³⁰） - 印：対象品目に 25%の追加関税（2021 年 11 月 29 日以降賦課予定であったが³¹、2021 年 11 月 28 日付け合意により撤廃³²）
ベトナム (2020)	違法木材の輸入等 ³³	- ベトナムの違法木材に関する規制導入等を内容とする米・ベトナム合意（2021 年 10 月 1 日） ³⁴
ベトナム (2020)	為替操作 ³⁵	- 自国通貨安への誘導回避等を内容とするベトナム国家銀行（中央銀行）との合意（2021 年 7 月 19 日） ³⁶
中国* (2024)	違法薬物フェンタニルの生産等 ³⁷	- 申請取下げにより調査終了 ³⁸

²⁶ [Termination of Section 301 Digital Services Tax Investigations of Brazil, the Czech Republic, the European Union, and Indonesia](#)

²⁷ [Notice of Action in the Section 301 Investigation of France's Digital Services Tax](#)

²⁸ [Termination of Actions in the Section 301 Digital Services Tax Investigations of Austria, France, Italy, Spain, and the United Kingdom and Further Monitoring](#)

²⁹ [Notice of Action in the Section 301 Investigation of Austria's Digital Services Tax](#), [Notice of Action in the Section 301 Investigation of Italy's Digital Services Tax](#), [Notice of Action in the Section 301 Investigation of Spain's Digital Services Tax](#), [Notice of Action in the Section 301 Investigation of the United Kingdom's Digital Services Tax](#), [Notice of Action in the Section 301 Investigation of Turkey's Digital Services Tax](#)

³⁰ 上記脚注 28 参照。 [Termination of Action in the Section 301 Digital Services Tax Investigation of Turkey and Further Monitoring](#)

³¹ [Notice of Action in the Section 301 Investigation of India's Digital Services Tax](#)

³² [Termination of Action in the Digital Services Tax Investigation of India and Further Monitoring](#)

³³ [Initiation of Section 301 Investigation: Vietnam's Acts, Policies, and Practices Related to the Import and Use of Illegal Timber](#)

³⁴ [AGREEMENT BETWEEN THE GOVERNMENT OF THE SOCIALIST REPUBLIC OF VIET NAM AND THE GOVERNMENT OF THE UNITED STATES OF AMERICA ON ILLEGAL LOGGING AND TIMBER TRADE](#)

³⁵ [Initiation of Section 301 Investigation: Vietnam's Acts, Policies, and Practices Related to Currency Valuation](#)

³⁶ [Determination on Action and Ongoing Monitoring: Vietnam's Acts, Policies, and Practices Related to Currency Valuation](#)

³⁷ [PETITION FOR RELIEF UNDER SECTION 301 OF THE TRADE ACT OF 1974, AS AMENDED THE PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA'S ACTS, POLICIES, AND PRACTICES SUPPORTING ILLICIT FENTANYL TRADE](#)

³⁸ [Section 301 Petition on Fentanyl Withdrawn](#)

中国* (2024)	海事・物流・造船分野の政策 ³⁹	- 調査中
ニカラグア* (2024)	人権侵害、労働権侵害等 ⁴⁰	- 調査中
中国* (2024)	レガシー半導体に関する政策 ⁴¹	- 調査中

同規定は、従来、米国製品の輸出を促進するために、貿易相手国の非関税障壁を撤廃させるための手法として用いることを想定した規定ですが、第 1 次トランプ政権では、同規定を用いて、幅広い中国製品に追加関税が課されました。バイデン政権でも、中国製 BEV 等を米国市場から締め出すために、同規定を利用して追加的な関税率の引き上げがなされています。

トランプ次期大統領は、大統領選挙時に唱えていた、中国品に対する 60%の追加関税の賦課を、既に存在する上記追加関税の税率を引き上げる形で実現する可能性が指摘されています⁴²。仮に当該手法が利用して中国品に対する関税率を引き上げる場合にも、中国品と見なされる範囲（原産地規則の問題）や、適用除外制度の有無等により、影響を受ける程度が異なるため、自社としての対応方針を検討しておくこと望ましいと考えられます。

(3) トランプ第 2 次政権での利用可能性が指摘されているその他の規定

ア 1977 年国際緊急経済権限法 (IEEPA)

1977 年国際緊急経済権限法 (IEEPA) は、1977 年に施行された法律であり、戦時中及び米国外から発生した国家非常事態を宣言した場合、米国大統領が国際商取引を規制することを認める法律です⁴³。そこでは、「大統領が国家非常事態を宣言した場合、その全部又は大部分が米国外に発生源を持つ異常かつ特異な脅威 (unusual and extraordinary threat) に対処する」権限を大統領に委任しており⁴⁴、大統領は「外国又はその国民が、米国の管轄権の対象となる、又はいかなる財産に関しても、外国又はその国民が何らかの利益を有する財産」を含む取引の調査、規制、及び禁止の権限が付与されます⁴⁵。なお、規定上、「国家非常事態」は、外国に関する「異常かつ特異な脅威」に対応して、国家安全保障、外交政策又は米国の経済に

³⁹ [Initiation of Section 301 Investigation: China's Acts, Policies, and Practices Targeting the Maritime, Logistics, and Shipbuilding Sectors for Dominance](#)

⁴⁰ [Initiation of Section 301 Investigation, Hearing, and Request for Public Comments: Nicaragua's Acts, Policies, and Practices Related to Labor Rights, Human Rights, and Rule of Law](#)

⁴¹ [USTR Initiates Section 301 Investigation on China's Acts, Policies, and Practices Related to Targeting of the Semiconductor Industry for Dominance | United States Trade Representative](#)

⁴² [トランプ次期政権下で取られ得る関税政策（米国） | 地域・分析レポート - 海外ビジネス情報 - ジェトロ](#)

⁴³ 50 U.S. Code Ch. 35 ([USCODE-2011-title50-chap35.pdf](#))

⁴⁴ 50 U.S. Code § 1701

⁴⁵ 50 U.S. Code § 1702 (a)(1)(B)

関連して宣言される必要がありますが⁴⁶、これらは明確に定義されていないため、事実上は、大統領が宣言する非常事態の期間や措置についての制約がないと指摘されています⁴⁷。

第1次トランプ政権は、同法を根拠に、アフガニスタン戦争での米兵らの戦争犯罪の捜査を承認したことの対抗措置として ICC 捜査責任者に制裁を科す大統領令を発したり⁴⁸、TikTok や WeChat の米国での利用を禁止する大統領令を発する等⁴⁹、これまであまり利用されていなかった方法で IEEPA を利用しましたが、このような非従来型の使用の一部は、さまざまな理由で裁判所により覆されたり、無期限に延期されたりしました。

また、関税との関係では、2019年5月30日、第1次トランプ政権は、メキシコからの不法移民問題に対処するため、IEEPA に基づき、メキシコからの輸入品に追加関税を課す考えを示しました⁵⁰。この関税は最終的に課されていませんが、トランプ次期大統領は、2024年11月26日に、不法移民問題及び麻薬問題を理由に、メキシコ及びカナダからの輸入品に25%の追加関税を課す考えを再度示しており⁵¹、IEEPA が、追加関税の法的根拠となる可能性があります。

イ 1974 年通商法 122 条

1974 年通商法第 122 条は、米国の「大規模かつ深刻な」国際収支赤字に対処するため、外国為替市場における米ドルの差し迫った大幅な下落を防ぐため、又は国際収支不均衡の是正にあたり他国と協力するために輸入を制限する必要がある場合、米国大統領に、最大 150 日間、最大 15% の関税等を課す権限を与えています⁵²。また、150 日を超える期間の延長には、議会の承認が必要となります⁵³。この規定を利用すれば、米国への全輸入品に一律に関税を課すことができますが、関税率の上限は 15% であり、議会承認がない限り、課税期間も最大 150 日に限定される等、他の規定を比較すると、利用に一定の制約が存在します。

ウ 1930 年関税法 338 条

1930 年関税法第 338 条は、米国大統領に、他の外国と比較して米国の商業を「差別」した国からの輸入品に対して、最大 50% の追加関税を課す権限を与えています⁵⁴。ただし、この法律が利用された事例は、今のところないとされています⁵⁵。

⁴⁶ 50 U.S. Code § 1701 (a)

⁴⁷ [The International Emergency Economic Powers Act: Origins, Evolution, and Use](#) (42 頁参照)

⁴⁸ 「米、国際刑事捜査で制裁 トランプ氏が大統領令」(2020年6月12日、[日本経済新聞オンライン](#))

⁴⁹ 「トランプ米大統領、TikTok、WeChat の運営企業との取引を禁止する大統領令に署名」(2020年8月7日、[ジェットロビジネス短信](#))

⁵⁰ 「トランプ大統領、6月10日からメキシコ製品に関税賦課を表明、不法移民問題解決まで」(2019年5月31日、[ジェットロビジネス短信](#))

⁵¹ 「トランプ次期米大統領、メキシコ・カナダ・中国からの輸入への追加関税を示唆」(2024年11月26日、[ジェットロビジネス短信](#))

⁵² Trade Act of 1974 §122 (a) ([COMPS-10384.pdf](#))

⁵³ 同上

⁵⁴ 19 U.S.C. §1338 (<https://www.govinfo.gov/content/pkg/USCODE-2021-title19/pdf/USCODE-2021-title19-chap4-subtitleII-partII-sec1338.pdf>)

⁵⁵ [Trump II Tariffs: Who said he could do that? | PIIE](#)

(4) 米国互惠通商法（法案）

米国互惠通商法（通称「トランプ互惠通商法」）（法案）は、米国大統領に、米国の関税よりも高い関税を米国製品に課している場合（ある産品を、A 国から米国に輸出する際は 5%の関税が、米国から A 国に輸出する際は 20%の関税がかかる場合）、又は他の非関税障壁においても同様の問題がある場合、特定国からの輸入に対して報復関税を課す権限を付与します⁵⁶。同法案は、2019 年に、上院の予算委員会に付託されたあと審議は行われておらず⁵⁷、仮に同法を制定するためには、新しい立法案を付託した上で、議会で可決される必要があります。

II 日本企業の留意点

1. 米国の通商政策の新潮流

米国の関税政策は、原産地規則と併せて、サプライチェーンを設計する上で重要な考慮要素となります。これまでは、FTA による特惠関税等を利用した関税負担の軽減が、生産地を決める際に考慮されていたかと考えられ、また、従前より、米国は、国内産業を保護するため、WTO 協定上が許容するアンチ・ダンピング関税（AD）や補助金相殺関税（CVD）等の通商措置の利用にも積極的であったため、これら通商措置の影響を受ける企業は、必要に応じて、対応していたものと考えられます。しかし、かかる状況は、近年、下記のとおり、変化が生じています。

(1) 規制手法の多様化

近年、米国では、AD/CVD 等の既存制度では、国内産業の保護等の目的に照らして不十分との問題意識が醸成され、新たな通商措置の活用が模索されています。

すなわち、第 1 次トランプ政権は、232 条や 301 条を追加関税を課すための手法として利用しましたが、これらは、従前からあるこれら制度を「再発見」し、新たな方法で利用したものと捉えることができます。また、バイデン政権も、AD/CVD の迂回防止調査、強制労働産品に対する輸入規制（米国関税法 307 条及びウイグル強制労働防止法）⁵⁸、米国・カナダ・メキシコ協定（USMCA）の労働問題対応メカニズム（Facility-Specific Rapid Response Labor Mechanism : RRLM）（個別事業所の労働法令違反を理由に通商規制を課す制度）⁵⁹の執行強化等、新たな類型の通商規制を積極的に活用しています。

このとおり、米国は、新しい制度を導入したり、従前からある制度を新たな方法で利用することで、関税

⁵⁶ H.R.764 - United States Reciprocal Trade Act §3 (a), (b) ([H.R.764 - 116th Congress \(2019-2020\): United States Reciprocal Trade Act | Congress.gov | Library of Congress](#))

⁵⁷ [All Info - S.2409 - 116th Congress \(2019-2020\): United States Reciprocal Trade Act | Congress.gov | Library of Congress / US S2409 | BillTrack50](#)

⁵⁸ [米国におけるウイグル強制労働防止法の成立と日本企業への影響（2022 年 1 月 7 日号） | N&A ニュースレター | ナレッジ | 西村あさひ](#)

⁵⁹ [インド太平洋経済枠組み（IPEF）サプライチェーン協定交渉の実質妥結と日本企業への影響 ―労働問題対応メカニズムの構築―（2023 年 7 月 6 日号） | N&A ニュースレター | ナレッジ | 西村あさひ](#)

を賦課したり、輸入を制限しており、米国の通商政策は、規制手法が多様化していると言えます（本稿では触れないものの、輸出規制や経済制裁の強化も大きな特徴として挙げられます。）。そして、この動きは、第 2 次トランプ政権でも継続することが予測されており、上記 I.2.で解説したような法令（又はこれに限定されない他の法令）を、「新しいツール」として用いてくることが予測されます。

(2) 規制目的の多様化

関税は、財政収入の手段に加えて、輸入品の価格を引き上げ、競合する国内産業を保護する手法として、利用されてきました（従前積極的に用いられてきた AD/CVD も、そのような目的で用いられてきました）。

それに対して、近時の関税政策の特徴としては、規制目的が多様化している点が挙げられます。具体的には、引き続き、国内産業を保護する目的で関税を賦課する場合も多いものの、国際貿易収支を改善するためや経済安全保障の観点からデカップリングの手法として、又は、相手国に要求を飲ませるための交渉材料の手法として関税が利用される事例も生じています。第 1 次トランプ政権時に、自動車・自動車部品に対する 232 条調査があったため、日米貿易協定・日米デジタル貿易協定の交渉が進展したことや、301 条に基づく対中関税が米中貿易合意に結びついたことは、その例として挙げられます。また、トランプ次期大統領が、最近、不法移民問題や合成麻薬問題を理由に、メキシコ・カナダからの輸入品に 25%、中国からの輸入品に 10%の追加関税の賦課を発表したことも⁶⁰、相手国に不法移民問題や合成麻薬問題の解決を迫る手法として関税を利用している点で、その例として挙げることもできるかもしれません。

2. 日本企業に求められる対応

(1) 米国通商政策に対応するための体制整備

このとおり、米国の通商政策は、規制手法や規制目的が多様化しており、この動きに対応するためには、措置の最終目的は何か、法的にどこまで規制が及ぶか、意見を表明するとすれば、どのようなタイミング・ルート・ロジックで行うのが望ましいか等、米国の通商制度に対するより深い理解が重要となっています。また、第 2 次トランプ政権は、第 1 次トランプ政権と同様、官僚機構が下から積み上げるボトムアップ型の政策形成ではなく、トランプ次期大統領によるトップダウン型の政策形成が行われる可能性があり、措置の公表・導入までのリードタイムが短く、事前の準備の必要性が増していると考えられます。

そのため、直接又は間接的に米国市場への輸出を行っている日本企業としては、下記のような検討・体制整備を進めておくことが重要と考えられます。

- ① 自社サプライチェーンの把握
- ② 米国の政策動向・法令等に基づくリスク評価（リスク特定や情報収集/分析体制の構築）
- ③ 迅速な対応を可能とする体制整備

すなわち、準備を進める上で、まず自社サプライチェーンを把握（サプライチェーン・マッピング）することが重要となります。例えば、米国が、中国製品に対する関税引き上げや輸入規制を導入した場合、中国

⁶⁰ [Trump vows new Canada, Mexico, China tariffs that threaten global trade | Reuters](#)

製品を部品として利用している非中国製品も、かかる規制に巻き込まれる可能性があるためです。サプライチェーン・マッピングは、近時、サステナ規制や人権デュー・ディリジェンス（DD）への対応、経済安全保障関連の規制への対応等のため、既に社内でも行われていると思われますので、社内の異なる部門（法務部・事業部・サステナビリティ部等）の間での連携が重要になる領域ではないかと思われます。

次に、上記で把握した自社サプライチェーンのどの箇所に、どのような形のリスクがあるか確認することが考えられます。その際には、自社サプライチェーンのどの部分にチョークポイントがあるか把握するだけでなく、米国の政策動向や法令に基づき、どのようなリスクが内在しているかとの観点から、リスク評価を行うことが考えられます。そこでは、本稿で取り上げた関税の問題に加えて、近時、執行が強化されている強制労働の問題⁶¹、特定国の排除の問題⁶²、輸出規制・経済制裁の問題等も考慮に入れることが重要です。

そして、最後に、実際に通商措置が発動された場合に、影響を受ける自社にはどのような選択肢があるのか、法令内容やこれまでの運用、さらに全体の政策動向も踏まえて把握した上で、判断を下していくことが可能となるような、社内の体制及び外部有識者とのネットワークを、事前に構築していくことが重要となります。特に、米国の法令には、上記 I.2.で挙げたもの以外にも、通商規制の根拠となる規定が埋め込まれていることがあり、ある日突然、これらの規定が「再発見」され、新たな手法で利用される可能性がある中で、情報収集・分析を行うための体制が益々重要になっていると考えられます。

(2) 日本・第三国市場での通商規制の活用

上記のとおり、第 2 次トランプ政権が、関税を積極的に活用するようになった場合、世界の貿易フローにも大きな影響が生じますが、特に懸念されるのが、従来は米国市場に向かっていた産品が、行き先を失ったことから、大量かつ安価な形で、日本や日本企業が生産拠点を置く第三国に流れ込む可能性です。また、各国は、米国の対中関税により、中国の過剰供給能力により生産された大量の産品が、他国になだれ込むことに警戒を強めており、積極的に通商規制を講じており、これら第三国市場に流入していた産品が、世界市場で供給過剰となる可能性にも注意が必要です。そして、このような状況に対応するため、日本企業においても、日本や（生産拠点を設けている東南アジア等の）第三国において、AD/CVD 等の通商規制を用いることも、選択肢として検討することが重要になっています。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com

⁶¹ [米国におけるウイグル強制労働防止法の成立と日本企業への影響（2022 年 1 月 7 日号） | N&A ニュースレター | ナレッジ | 西村あさひ](#)

⁶² [米国インフレ抑制法に基づく EV 補助プログラム－「懸念される外国の事業体」ルールの明確化－（2024 年 1 月 12 日号） | N&A ニュースレター | ナレッジ | 西村あさひ](#)